

岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領

	平成23年 3月31日決裁
改正	平成23年 6月14日決裁
改正	平成24年 3月31日決裁
改正	平成25年 3月29日決裁
改正	平成25年11月 5日決裁
改正	平成26年 2月 7日決裁
改正	平成26年 3月31日決裁
改正	平成26年 4月 3日決裁
改正	平成28年 6月 9日決裁
改正	平成29年 5月 1日決裁
改正	平成31年 3月29日決裁
改正	令和元年 5月31日決裁
改正	令和3年3月 29日決裁
改正	令和4年3月 28日決裁
改正	令和4年5月 18日決裁
改正	令和4年6月 22日決裁
改正	令和7年3月 31日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市上下水道事業部が行う競争入札において、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び委託業務の契約を締結しようとする場合における最低制限価格制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の工事及び業務)

第2条 この要領の対象とする工事及び業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 建設工事 予定価格200万円を超える5,000万円未満のもの（総合評価落札方式の場合を除く。）
- (2) 委託業務 予定価格250万円以上500万円未満のもの。
(最低制限価格の算定方法)

第3条 建設工事の最低制限価格は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 建設工事（土木系5工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除く。）、舗装工事、塗装工事及び造園工事をいう。）、鋼構造物工事並びに土木経費で積算する電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事（以下「土木系5工事等」という。）を除く。）の場合 予定価格算出の基礎となつた直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額に現場管理費の額を加えた額の90%の額及び一般管理費の額の68%の額の合計額に100分の110を乗じて得た額。
ただし、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する事務処理要領（平成18年3月31日工検第243号）別紙4の（6）又は（7）の規定により上水道工事及び下水道工事で積算する電気工事及び機械器具設置工事にあっては、予定価格算出の基礎となつた直接工事費の額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、現場管理費の額の90%の額、一般管理費の額の68%の額、機器費の額の92%の額、据付間接費の額の90%の額及び設計技術費の額の92%の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。
 - (2) 土木系5工事等の場合 予定価格算出の基礎となつた直接工事費の額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、現場管理費の額の90%の額及び一般管理費の額の68%の額の合計額に100分の110を乗じて得た額
 - (3) 前2号の規定により得られた額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額
 - (4) 第1号及び第2号の規定により得られた額が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額
- 2 委託業務の最低制限価格は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ該当各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 業務原価（人件費、物件費等の直接経費をいう。以下同じ。）が明確な委託業務の場合 予定価格算出の基礎となつた業務原価の80%の額に100分の110を乗じて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - (2) 前号の規定により得られた額が、予定価格に10分の6.3を乗じて得た額を超える場合 予定価格に10分の6.3を乗じて得た額
 - (3) 第1号の規定により得られた額が、予定価格に10分の5を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に10分の5を乗じて得た額
 - (4) 業務原価が不明確な委託業務の場合 予定価格に10分の5を乗じて得た額
- 附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成23年6月14日から施行する。
- 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月9日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施試行要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以降に入札の執行に係る公告若しくは通知をし、又は見積書の提出を依頼する案件(以下「入札公告案件等」と総称する。)から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の執行に係る公告又は通知をする案件(以下「入札公告案件等」という。)から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の第3条第1号及び第2号の規定は、平成31年10月1日以後に目的物の引渡しが行われる建設工事について適用し、同日前に目的物の引渡しが行われる建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の執行に係る公告又は通知をする案件（以下「入札公告案件等」という。）から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和元年10月1日前に役務の一部が完了し、又は全部の完了が一括して行われる委託業務についての新要領第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の執行に係る公告又は通知をする案件（以下「入札公告案件等」という。）から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の執行に係る公告又は通知をする案件（以下「入札公告案件等」という。）から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の執行に係る公告又は通知をする案件（以下「入札公告案件等」という。）から適用するものとし、同日前における入札公告案件等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。